

北小野地区内にきています

不審な業者に注意!

こんな業者です!

地区内のお宅に飛び込みで男性が訪問し、会社名を名乗らず、名刺も持たずに「屋根の塗装をやります。契約してください。」と訪問販売をしています
見積もりを要求すると、「見積もりを出せない。」と言ってきます

直接対面せずにインターホンなどで対応しましょう

すぐに玄関を開けず、訪問してきた相手をカメラ付きドアホンなどで確認しましょう
知らない相手は対面せず、カメラやドア越しに対応しましょう

必要なければはっきり断りましょう

不要な工事ははっきり断りましょう
帰らない場合は、迷わず「110番」通報してください



契約や工事依頼は慎重に判断しましょう

契約や工事の依頼は家族等に相談するなど慎重に判断しましょう



訪問販売は契約書面が必要です

物品等の販売に限らず、工事等の訪問販売にも契約書面が必要です
工事等を依頼する場合は、必ず契約書面の作成を要求しましょう



クーリングオフできます

訪問販売の工事等の契約でもクーリングオフの対象です
契約してしまった場合でも期間内（通常8日間）ならクーリングオフできます

困ったときはすぐに

188

(長野県消費生活センター)

#9110

(警察相談ダイヤル)

へ相談してください

